

消費者教育の推進について

消費者庁消費者教育・地方協力課

2016年11月22日

消費者教育推進法

消費者教育の推進に関する法律の概要

目的 (第1条) ・消費者教育の総合的・一体的な推進 ・国民の消費生活の安定・向上に寄与	国と地方の責務と実施事項	
	国	地方公共団体
定義 (第2条) 『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動 『消費者市民社会』 個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会	責務 (第4条) 消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施	責務 (第5条) 団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)
	財政上の措置 (第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)	
基本理念 (第3条) ・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成 ・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援 体系的推進 ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮 効果的推進 ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応 ・多様な主体間の連携 ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供 ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解 ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携	基本方針 (第9条) ・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定 ・基本的な方向 ・推進の内容等	都道府県消費者教育推進計画 市町村消費者教育推進計画 ・基本方針を踏まえ策定(努力義務)
	消費者教育推進会議 (第19条) 消費者庁に設置(いわゆる8条機関) 構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 基本方針の作成・変更に見解 委員(内閣総理大臣任命) ～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等 委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)	消費者教育推進地域協議会 (第20条) 都道府県・市町村が組織(努力義務) 構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進 推進計画の作成・変更に見解 構成 ～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等
消費者団体 (努力義務)(第6条) ～自主的活動・協力 事業者・事業者団体 (努力義務) ～施策への協力・自主的活動(第7条) ～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)	義務付け(国・地方) 学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用 大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等 地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供 人材の育成等(第16条)	努力義務(国および地方) 教材の活用等(第15条) 調査研究(第17条) 情報の収集(第18条)
	(検討)(附則) 法律の施行後5年を目途として、施行状況に検討を加え、必要がある場合には所要の措置を講ずる。	

消費者教育推進基本方針

消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

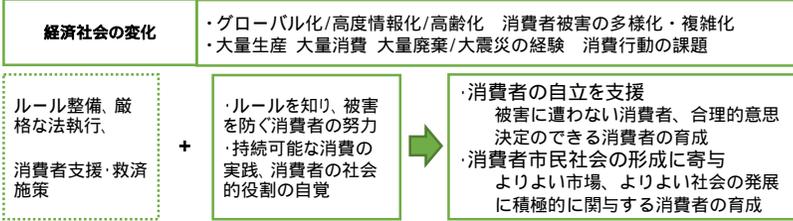
平成25年度～29年度の5年間
平成25年6月28日 閣議決定 国・地方、多様な担い手の指針

消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)
内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。
～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

基本方針の方向 = 誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、
様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を
提供し、効果的に推進
手段 = 幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成
担い手間の連携、情報共有の促進

消費者教育の推進の意図



消費者教育の推進の基本的な方向

消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定
情報の「見える化」、多様な担い手が共有



・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施
若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む
・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

国からの地方支援 財政支援、情報提供による支援

各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

消費者教育の推進の内容

- 様々な場での推進
・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)
・地域社会(地域、家庭)
・職域
- 人材(担い手)の育成・活用
・小・中・高校・大学等の教職員
・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
・事業者・事業者団体等
・消費者
- 資源等
・教材等の作成、活用
・調査研究
・情報収集・提供

行政各部署間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

効果的な情報提供の方策の開発

～特に高齢者・障害者向け

モデル地区における先進的な実践

消費者市民社会概念の研究・普及
コーディネーターの育成 / 情報提供

消費生活センターを拠点化

(消費者教育・人材育成)
←国民生活センターが支援

消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働できる場の提供
優れた活動を奨励
(消費者支援功労者表彰制度等)
消費者教育の日、週などの制定

コーディネーターの育成、活用

多様な関係者のつなぎ役、
地域と学校のつなぎ役

関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全・安心の確保
- 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
- 3 消費者意見の反映・透明性確保
- 4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速な確かな分析、原因究明 教材への反映

食品と放射能に関する理解増進
リスクコミュニケーションの強化

食品表示の理解増進



今後の消費者教育の計画的な推進

- 1 今後の推進方策
・各都道府県・市町村での推進の支援
・推進会議・小委員会での検討、施策への反映
・専門委員・地域ごとの代表を任命

地方支援

推進会議の地方開催
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事例集の作成・説明会等で情報提供

- 2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)
・基本方針の見直し = 中間的に3年を目途に見直し
・達成度の検証

・消費者教育推進のための指標化
・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置状況

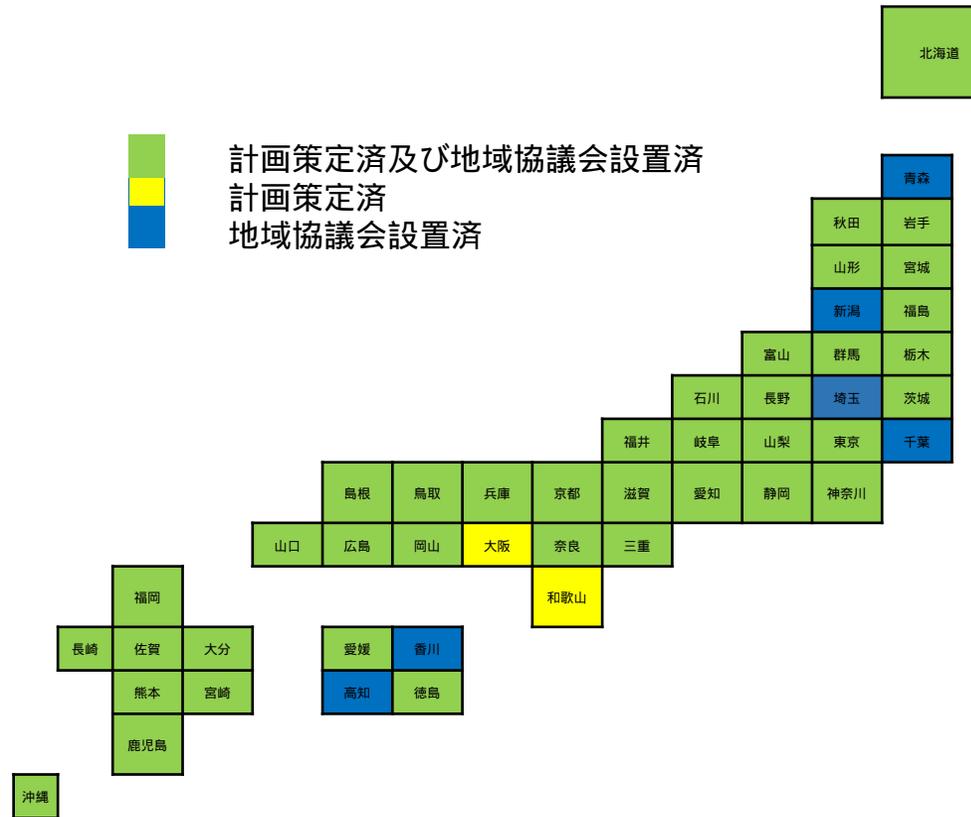
計画は42都道府県12政令市で策定済、協議会は45都道府県14政令市で設置(平成28年10月現在)

(目標) 全都道府県・政令市で計画策定・協議会設置(地方消費者行政強化作戦(平成27年3月))

都道府県	計画策定	協議会設置
北海道		
青森県	-	
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	-	
千葉県	-	
東京都		
神奈川県		
新潟県	-	
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		

都道府県	計画策定	協議会設置
滋賀県		
京都府		
大阪府		-
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		-
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県	-	
愛媛県		
高知県	-	
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

政令都市	計画策定	協議会設置
札幌市		
仙台市		
さいたま市	-	
千葉市		-
川崎市	-	-
横浜市		
相模原市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市	-	
京都市		
大阪市	-	-
堺市		
神戸市		
岡山市	-	-
広島市	-	-
北九州市	-	-
福岡市		
熊本市	-	-



平成27年度・28年度先駆的プログラム一覧

国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム (地方消費者行政推進交付金)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施。事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を公表し、全国的な波及・展開を目指す。

消費者教育関連テーマ

・消費者教育の推進(地域における多様な担い手の連携・協働、風評被害の防止等)
多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進

平成27年度(33事業)

北海道	札幌市	消費者教育カタログ化事業
宮城県	石巻市	生産地の正確な情報発信による風評被害を解決するための食育体験プログラム
山形県	山形県	大学と地域の協働による“高齢者を守るプロジェクト”による消費者教育～地域高齢者を大学・学生・地域みんなで見守り、詐欺的被害を減らすために～
山形県	山形県	消費者市民と企業市民の協働事業 「チームやまがた暮らし見守りたい！」養成事業
山形県	山形県	消費生活協同組合との協働事業 消費生活サポーターを活用した消費生活協同組合との協働事業による体系立った消費者教育と草の根啓発活動
福島県	福島県	小学生の絵手紙を活用した消費者教育推進プロジェクト
福島県	福島県	新聞記事掲載による消費者教育の展開及びインターネット利用促進
福島県	福島県	消費者教育強化月間事業
福島県	福島県	消費者の特性に配慮した消費者市民社会の概念の普及DVD作成
福島県	福島県	消費者力養成講座(消費者市民社会概念普及のための担い手育成)
福島県	福島県	親子で学ぶ消費・金融教室
千葉県	千葉県	消費者教育の担い手育成事業
富山県	富山県	元気な高齢者への情報提供モデル事業

富山県	富山県	多様な主体による消費者問題対応推進事業
富山県	富山県	非常食のローリングストック法を活用した「消費者市民社会の形成」への理解促進
岐阜県	岐阜市	子どものための消費者教育講座(中学校対象)
静岡県	静岡県	ふじのくに非常時(災害時)消費者教育推進事業
静岡県	浜松市	消費者教育教員支援プログラムの開発
愛知県	名古屋市	消費者市民社会普及事業
京都府	京都市	フェアトレードをきっかけとした京都らしさをいかした消費者教育推進事業
兵庫県	兵庫県	特別支援学校における消費者教育の推進
兵庫県	兵庫県	教育委員会等との協働による消費者教育コーディネーター養成事業
兵庫県	神戸市	「神戸消費者力研究機関」の設立 (愛称:神戸コインズ:“KOBECO Consumers' power INStitute”)
兵庫県	淡路市	安全な消費生活を営めるよう、地域での消費者教育の担い手の拡充と育成を図る拠点づくり
鳥取県	鳥取県	「エシカル消費」普及啓発事業
岡山県	岡山県	消費者教育コーディネーター人材養成事業
岡山県	岡山県	幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業
徳島県	徳島県	消費生活コーディネーターによる企画・提案型プロジェクト事業
徳島県	徳島県	“消費生活クロスロード”を活用した消費者力地域波及プロジェクト
徳島県	徳島県	「エシカル消費」推進プロジェクト
熊本県	熊本県	消費者教育プログラム開発事業
熊本県	熊本県	障害者等に対する消費者教育教材等の作成事業
熊本県	熊本市	高校・大学生指導者用教材作成事業

平成28年度(27事業)(平成28年11月18日現在)

北海道	札幌市	消費者教育情報システム構築事業
山形県	山形県	地元の大学と消費者団体との連携による消費者教育の充実を図る「消費者啓発“塾”」 ～“もの言う消費者”という意識を持って行動するために～
山形県	山形県	「学校における消費者教育の推進 ～シニアの知恵と若者のパワーを活かす～」
千葉県	千葉県	消費者教育コーディネーター育成試行事業
富山県	富山県	多様な主体による連携強化・発展型の消費者教育強化事業
岐阜県	岐阜県	情報モラル教材制作委託事業
岐阜県	岐阜県	幼児向け消費者教育実践事業
静岡県	静岡県	ふじのくに職域における消費者教育推進事業
静岡県	浜松市	倫理的消費啓発事業
静岡県	浜松市	「消費者市民社会」実現のための小学校家庭科教材開発
静岡県	伊東市	地域の事業者と連帯した食品ロスの削減等に関する消費者教育推進事業

愛知県	名古屋市	消費者市民教育推進事業
愛知県	一宮市	高校における消費者教育モデル事業
三重県	名張市	食育・地産地消に関する消費者教育推進事業
滋賀県	滋賀県	～子どもだって消費者！～子どもたちへの消費者教育推進事業
大阪府	大阪府	高校生期における消費者教育 消費者教育教材の作成
大阪府	大阪府	大学生期における消費者教育
兵庫県	神戸市	「神戸消費者力研究機関」の設立(平成28年度) (愛称:神戸コインズ:“KOBE COntsumers' power INStitute”)
兵庫県	西宮市	西宮市立図書館における消費者教育
鳥取県	鳥取県	子ども等への倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発
鳥取県	鳥取県	将来の賢い消費者育成のためのネットワークづくり
岡山県	岡山県	幼小中高生向け消費者教育プログラム開発事業
山口県	山口県	学校における消費者教育授業の推進
徳島県	徳島県	「エシカル消費」推進プロジェクト(シンポジウム)
徳島県	徳島県	「エシカル消費」推進プロジェクト(研究校)
徳島県	徳島県	“消費生活クロスロード”を活用した消費者力地域波及プロジェクト
大分県	大分県	非常事態での風評被害に感わされないためのコミュニケーション事業

【山形県】 大学と地域の協働による“高齢者を守るプロジェクト”による消費者教育 ～ 地域高齢者を大学・学生・地域みんなで見守り、詐欺的被害を減らすために～

- ・大学や学生、地域住民による消費者教育ネットワークを構築し、消費者教育の担い手を育成する一方、大学と地域の協働により、広く消費者問題の現状を知らせ、高齢者自らの被害防止啓発を図るため、大学、NPO法人、県、市町、地域住民との協働で企画実行委員会を立ち上げ、プロジェクトを実施。事務局を東北公益文科大学の研究室に置き学生もメンバーとした
- ・学生の発案による「消費者レッスン」、商店街との連携事業によるパネル展示、「酒田どんしゃん祭り」に合わせて、大学の事務局代表が実践型授業とのコラボレーションによるパネルを展示したほか、学生が街頭で啓発パンフレット等の配布等を実施
- ・実行委員の中で関連知識のない大学関係者及び学生を国民生活センターの研修に派遣し、地域で消費教育を推進するために必要な基礎的・実務的知識を学び、実践に活かせるスキルの取得とともに意欲の向上を図った
- ・初めて大学機関が消費者教育に関わる啓発活動を実施できたことや、地域の人々が主体性を持って、「高齢者を見守る、そして見守られる」という協働のファーストステップの構築が実現

【福島県】 小学生の絵手紙を活用した消費者教育推進プロジェクト

- ・なりすまし詐欺防止のため、小学生の絵手紙を活用した消費者教育推進プロジェクトを、多様な主体の協力を得て開催。これは、なりすまし詐欺被害者のほとんどが高齢者であることから、身近な存在(孫等)からの注意喚起が有効であるとの考えから発案したもの
- ・地元小学校の協力を得て、夏休みの宿題(任意)として絵手紙を作成し、そのコンクールを開催(募集は学校を通して実施)。気をつけてあげたい高齢者に向けて実際に絵手紙を書いてもらい、ハガキの表には高齢者の宛名を記入しておいてもらい、審査後に担当課が郵送
- ・審査を経て入賞した作品は、なりすまし詐欺防止の共通イメージとして、ポスター等に利用し、市町村、学校、金融機関や公共交通機関等の事業者の協力を得て各所に掲示・配布し、なりすまし詐欺防止の周知・啓発を図った
(低学年の部、高学年の部それぞれ特選、金賞、銀賞各3名を選考。入賞者の在籍校には学校賞を用意)
- ・最優秀作品の絵手紙がポスターとなり広く活用されたばかりでなく、コンクール自体が新聞にも取り上げられ、広く波及効果があった

【岐阜県岐阜市】子どものための消費者教育講座(中学校対象)

・岐阜市では、消費者教育推進法の制定前から、消費生活センターと現場教員の協働により、中学校の家庭科において消費者教育を実践し、実践に必要な指導案と教材を市内中学校に提供してきた

・中学校を対象とした、行政機関、教育機関、研究機関、地域団体等多様な主体の協働を通じ、実践的消費者教育を容易に取り組むことができる教材を新たに作成することにより、多様な主体の協働による実践的消費者教育が市外にも広く普及することを目指す

・岐阜大学教育学部教授の協力のもと、岐阜市消費生活センターと岐阜市教育委員会が協働して、生活設計とそれに伴うお金の動きを考えることを通して、お金の大切さや支出を計画的に行うことの必要性を理解し、今後の技術・家庭科における消費者教育や自分の消費生活への関心を高めるための教材「わたしのライフ&マネープラン」を作成した。また、出来上がった教材を使って、中学校において、家庭科教諭と消費者教育の担い手(消費生活相談員、岐阜大学教育学部教授、岐阜大学大学院生等)が協働授業を実施

・実施後の生徒への意識調査では、「よくできた、すごく変わった」「できたと思う、大体分かった」といった肯定的評価が90%以上を超えた

【兵庫県】特別支援学校における消費者教育の推進

・特別支援学校の学校数、生徒数が増加傾向にある中、現場の教諭から消費者教育をどのように進めたら良いのかわからないという困惑の声が聞かれていることから、消費者行政活性化基金を活用し、平成24年度には金銭教育プログラム「楽しいやりくり」の作成、平成25年、26年度にはそのプログラムを活用して、一部の地域の特別支援学校において先行的に出前講座を実施し、平成27年度からは範囲を広げて全県的に開催することとしている

・特別支援学校における消費者教育を総合的かつ体系的に実施するため、障害者の消費者被害の実態、特別支援学校での消費者教育の実施状況、教育現場での消費者教育のニーズなどを把握し、それをベースに新たなプログラム開発・改良、教材作成を行うとともに、そのプログラムを活用して実験講座を開催した

特別支援学校向け消費者教育プログラム・教材の作成

- ・楽しいやりくり
- ・悪質業者にまけんぞう！スゴロク若者編(新規作成)
- ・賢く使おう！ネットとスマホ
- ・どんなおやつ食べてるの？
- ・リサイクルdeシンプルライフ(新規作成)
- ・TPOってな～に？

学校における消費者教育の充実に向けて

(平成28年4月 消費者教育推進会議 提案)

- ・ 高齢化、高度情報通信社会、グローバル化の進展
- ・ 社会的課題に配慮した商品・サービスの選択への関心の高まり
- ・ 消費者市民社会の形成への参画に消費者教育の視野が拡大

次期学習指導要領に関する議論の開始も契機として、学校における消費者教育の一層の充実を図る必要

消費者教育に割かれている時間は不十分

- ・ 学習指導要領における内容は着実に充実
- ・ 一方、実践的な観点からは不十分

機会(時間)
の確保

- ・ 教科横断的な取組
 - ➔ 家庭科や社会科などにとどまらず様々な教科・科目を通じ、教科横断的に関連付けて実施
- ・ 学校全体としての取組
 - ➔ 各学年、各科目の取組を集約し校内で情報共有
- ・ 授業展開方法の収集・提供
 - ➔ 消費生活センターや教育委員会が事例収集、提供

教員の指導力の向上が不可欠

- ・ 様々な教科・科目における、消費者教育の効果的・効率的な実践
- ・ そのためには、教員の指導力向上が不可欠

教員の
教育・研修

- ・ 教員の養成・研修のあらゆる機会を利用
 - ➔ 大学の教養課程及び教職課程、教員研修で実施
- ・ 実践的な能力を身に付ける
 - ➔ 消費生活センター等での業務体験も有効

変化する消費者問題等への対応

- ・ 社会情勢の変化に応じて刻々と変化する消費者問題
- ・ 対応には教員の指導力向上だけでは限界

外部人材
の活用

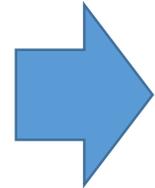
- ・ 他の外部講師へ手法を伝達する仕組みの構築
 - ➔ 国民生活センター等での研修を地域で伝達
- ・ 情報交換や先進的な事例の共有
 - ➔ 近隣の消費者行政担当部局、消費生活センター
- ・ 学校のニーズに応じた授業
 - ➔ 教育委員会、消費者行政担当部局、消費生活センターとの連携・調整

消費者庁から文部科学省に対し周知依頼の通知を发出(平成28年6月23日)

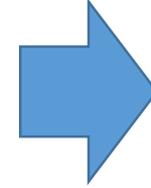
若年者への消費者教育(成年年齢引下げに向けた環境整備)の充実

若年者への消費者教育(成年年齢引下げに向けた環境整備)の充実についての取組

若年者の被害防止のためには、学校における消費者教育の推進が重要



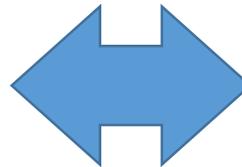
消費者教育推進会議の下、「若年者の消費者教育に関するワーキングチーム」設置
↓
高校生(若者向け)教材の作成について検討中



平成28年度中に高等学校の授業用教材を作成
↓
教材の有効な活用方策を探り、全国へ展開

若年者への消費者教育推進のため、体系的な消費者教育について、先進的な取組事例を収集・分析

若年者への消費者教育推進
成年年齢引下げに向けた環境整備の一環として、若者向け消費者教育教材を作成し、徳島県を含む全国のモデル校(高校)における事業を実施し、全国展開に向けて教材の活用方法等を検証する。



徳島県内における消費者教育に関する取組の普及・促進

- 若者向けの消費者教育用教材の作成、徳島県内の全高校での活用の促進
- 鳴門教育大学における消費者教育推進プロジェクトを通じ、教員養成や教員の再教育などの取組を強力に支援。